

キャッシュ・フロー計算書の位置付け

— FASB, IASC, わが国の基準 —

石津 寿 恵

目 次
I はじめに
II キャッシュ・フロー計算書の導入経緯とその概要
III キャッシュ・フロー計算書の位置付けの現状
IV キャッシュ・フロー計算書の役立ち
V キャッシュ・フロー計算書の重要性の高まり
VI おわりに

I はじめに

これまで財務会計は、期間損益計算を中心目的として行われてきた。しかし近年、その中心目的が投資家の意思決定に有用な情報の開示という方向に大きくシフトしてきている。キャッシュ・フロー計算書が貸借対照表、損益計算書と並んで財務諸表の一つとして位置付けられるようになったのも投資家の意思決定に有用な情報の開示という側面からである。

ところで、わが国の財務会計は現在、経済社会の急激な変化や国際的会計基準の統合化の潮流の中にあり、金融商品会計基準、税効果会計基準、連結会計基準など多くの新たな会計基準を導入してきている。国際会計との統合化を図ることは、世界有数の証券市場を持ち、多国籍企業の活動の舞台となっているわが国にとって不可欠なことである。当然のことながら新たな会計基準の導入に当たっては国際会計との整合性を十分に検討する必要がある。国際会計との整合性ある会計基準を構築する

ためには、単に国際会計を受け入れるのではなく、会計基準全体を貫く概念フレームワークの存在が不可欠である。しかし従来、わが国の会計基準においては、アメリカの財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board 以下、FASB という)や、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee 以下、IASC という)の基準に存在するような概念フレームワークが明確にされてこなかったように思われる。⁽²⁾ 企業会計原則が半ば概念フレームワークの役割を担ってきたと言えなくもないが、企業会計原則には財務諸表の目的規定は存在しない。

また、企業会計原則は1982年以来改正されていないため、新しい会計基準を内包するものとなっていない。例えば、有価証券の評価であれば「取得原価」を原則として提示するなど、新しい会計基準との整合性を欠いている。このため財務諸表等規則では、新会計基準を企業会計原則に優先するものとして位置付けている。⁽³⁾ つまり、わが国の財務会計には現在、ピース・ミールのな複数の基準が林立しており、統一的な会計原則・基準は存在していない。⁽⁴⁾

『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』(以下、『作成基準』という)も1998年に新たに設けられた会計基準であり、当然ながら1982年以後改正されていない企業会計原則には位置付けられていない。また、財務会計は現在、個別財務諸表重視から連結財務諸表重視に移行したが、1997年に改正された『連結財務諸表原則』(以下、『連結原則』という)の中ではキャッシュ・フロー計算書については触れられて

いない。1998年の『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書』(以下、『意見書』という)の中で「これを財務諸表の一つとして位置付けることが適当であると考えられる」とされているに過ぎない。連結キャッシュ・フロー計算書は連結財務諸表の一つであるから『連結原則』を改正して位置付ける性質のものであろう。連結キャッシュ・フロー計算書は国際的動向と歩調を合わせて財務諸表に組み込まれたが、ピース・ミールの導入されたに過ぎず、財務諸表全体のフレームワークの中でどのように位置付けられるのかについては明らかにされていない。連結キャッシュ・フロー計算書を財務諸表とするのであればその位置付けを明確にする必要がある。

わが国の『作成基準』には連結キャッシュ・フロー計算書の作成目的について「一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成する」とだけ述べられているが、その情報利用目的については必ずしも共通の理解があるわけではない。連結キャッシュ・フロー計算書を連結財務諸表の中に位置付けるからにはこれまでの財務諸表とは異なった、どういった情報を表し、役割を果たし、有用性をもたらすのかを考察する必要がある。また財務諸表の体系の一つとして組み込むのであれば、貸借対照表や損益計算書と計算構造上どのように位置付けられるものなのかを明確にすることが不可欠であろう。

本稿では、連結キャッシュ・フロー計算書導入の目的、役立ちについて FASB や IASC の基準書を踏まえて検討し、その有用性を認識した上で、連結財務諸表全体の中で連結キャッシュ・フロー計算書をどのように位置付けていくかを考察しようとするものである。なお、以下においてキャッシュ・フロー計算書という時は、原則として連結キャッシュ・フロー計算書を指し、また財務諸表という時は、原則として連結財務諸表を指すこととする。

II キャッシュ・フロー計算書の導入経緯とその概要

1 収支計算書からキャッシュ・フロー計算書へ

キャッシュ・フロー計算書は1999年よりわが国の財務諸表の中に取り入れられたものであるが、企業の現金収支の状況を表示するものはそれ以前から存在していた。1953年に施行された『有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令』により財務諸表外の情報として有価証券届出書等で資金繰表が開示されてきた。その後、1987年の同省令の改正により資金収支表が資金繰表に代わって導入されることとなった。これは、資金繰り情報の重要性の高揚、企業活動の多角化、グローバル化等の進展等といった企業を取り巻く環境の変化に対応する必要があったためである。

しかし、資金収支表も財務諸表外の情報として位置付けられる情報にとどまっていた。その理由として当問題を審議していた企業会計審議会第一部会小委員会の『中間報告』(1986年)は、「資金情報の有価証券報告書等における位置付けについては、適切な資金情報のあり方について内外ともに必ずしも評価が定まっているとは言い難い面があることなどから、当面現行のとおり財務諸表外の情報として開示する方法を維持することが適当」と見ていた。当時、アメリカにおいては1987年に FASB から『財務会計基準書第95号(Statement of Financial Accounting Standards No.95以下、SFAS 第95号という)キャッシュ・フロー計算書』が公表され、これと歩調を合わせる形で IASC においても基準書の改訂作業に着手し、1992年に『国際会計基準書第7号(International Accounting Standards No.7以下、IAS 第7号という)キャッシュ・フロー計算書』を公表するなどキャッシュ・フロー計算書を取り巻く状況は激変期にあった。

こういった動向の中、企業会計審議会が1997年に公表した『連結財務諸表制度の見直

しに関する意見書』(以下、『連結意見書』という)の中では、連結重視の観点から連結ベースのキャッシュ・フロー計算書を導入するとともに、個別ベースの資金収支表を廃止することが提言された。これを受けて1998年に『意見書』及び『作成基準』が公表され、さらに連結ベース、個別ベース、中間連結及び中間個別ベースのキャッシュ・フローに関する財務諸表等規則が改正された。また、『意見書』の提言を受けて、同年、日本公認会計士協会から『会計制度委員会報告第8号連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針』が公表された。こうして資金収支表は海外と歩調を合わせる形でキャッシュ・フロー計算書に変遷していくこととなった。

2 キャッシュ・フロー計算書の概要

キャッシュ・フロー計算書は1999年度から始まる営業年度から財務諸表の一つとして開示されるようになった。キャッシュ・フロー計算書とそれまでの資金収支表との主たる相違点は、資金概念、表示区分・方法等にある(図表①参照)。

(1) 資金概念

資金収支表では、現金・預金、市場性ある一時所有の有価証券が資金として扱われていた。しかし、資金収支表における資金の範囲は広く、企業における資金管理活動の実態が的確に反映されていないとの問題が生じていた。そこで、キャッシュ・フロー計算書では、対象と

図表① キャッシュ・フロー計算書の変遷

	資金収支表	キャッシュ・フロー計算書
基準名	大蔵省令第41号「企業内容等の開示に関する省令」	大蔵省企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」
施行(公表)日	1988年10月1日施行	1998年3月13日公表
位置付け	財務諸表外の情報	財務諸表の一つ
作成目的	事業活動に伴う収支と資金調達活動に区分して、連続する2期間と第2期の中間期の実績を示す。	企業集団の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するもの。
報告単位	個別	連結または個別
資金概念	現金預金並びに市場性ある一時所有の有価証券	現金及び現金同等物
表示区分・方法	2区分(事業活動に伴う収支、資金調達活動に伴う収支)、直説法間接法の規定なし。	3区分(営業活動、投資活動、財務活動)、営業活動については直説法または間接法
非資金収支	規定なし	注記事項

(出典): 鎌田信夫「キャッシュ・フロー計算書」『企業会計』Vol.51/No.1,(1999.7),139ページを参考に作成。

するキャッシュの範囲を現金・現金同等物に限定した。具体的に現金・現金同等物に何を含めるかは、SFAS第95号、IAS第7号、わが国の基準のいずれにおいても経営者の判断に委ねることとしている。しかし、キャッシュ・フロー計算書の比較可能性を高めるためには、現金・現金同等物の範囲を限定しておくことが必要である。

『作成基準注解』注1及び2では、現金として

手許現金と要求払預金(当座預金、普通預金、通知預金など)を、現金同等物として取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託等を例示している。実務的に取り入れられている現金・現金同等物の範囲の実態を見ると「現金預金-3ヶ月超定期預金+3ヶ月内債権等(有価証券)」とする企業が6割、

「現金預金-3ヶ月超定期預金」とする企業が3割となっている⁽¹¹⁾。つまり、キャッシュ・フロー計算書にいう現金・現金同等物は貸借対照表に表示されている現金・現金同等物よりも狭い範囲に限定されている。このことは、キャッシュ・フロー計算書にはより限定された意味での流動性を示す情報を開示することが求められていることを示している⁽¹²⁾。

(2) 表示区分

『作成基準』はキャッシュ・フロー計算書の作成にあたっては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分を設けなければならない(『作成基準』第二・二・1)としている。

【営業活動によるキャッシュ・フロー】

営業活動によるキャッシュ・フローの区分には、営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する(『作成基準』第二・二・1・①)。営業活動によるキャッシュ・フローは、主として企業の主要な活動から生まれるものである。

この区分には、企業本来の営業活動が、外部からの資金調達に頼らずに、借入金の返済、配当金の支払い、新規投資等のために必要なキャッシュ・フローをどの程度生み出したかが示される。営業活動によるキャッシュ・フローが安定成長していれば、本業によるキャッシュ・フロー創出能力が高いことを表しているため、事業の安定性が高くリスクが低いと判断することができよう。また、投資活動によるキャッシュ・フローや財務活動によるキャッシュ・フローに含まれない事項も営業活動によるキャッシュ・フローの区分に表示される。この区分には以下のような事項が記載される(『作成基準注解』注3)。

- ① 商品及び役務の販売による収入
- ② 商品及び役務の購入による支出
- ③ 従業員及び役員に対する報酬の支

出

- ④ 災害による保険金収入
- ⑤ 損害賠償金の支払

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、現金同等物に含まれない短期投資の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する(『作成基準』第二・二・1・②)。この区分には、社債・株式等の有価証券や有形固定資産の取得及び売却、貸付とその回収等といった投資活動にかかわるキャッシュ・フローが示される。このため、投資活動によるキャッシュ・フローは一般にマイナスとなる傾向がある⁽¹³⁾、その水準は成長期にある企業か、大型の設備投資が必要な業種かといったことによって多様である。

この区分には、企業が将来キャッシュ・フローを生み出すための投資活動をどの程度行っているかということを判断するための情報をもたらすため重要である。この区分には以下のような事項が記載される(『作成基準注解』注4)。

- ① 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
- ② 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- ③ 有価証券(現金同等物を除く)及び投資有価証券の取得による支出
- ④ 有価証券(現金同等物を除く)及び投資有価証券の売却による支出
- ⑤ 貸付による支出
- ⑥ 貸付金の回収による収入

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する(『作成基準』第二・二・1・③)。

この区分には、株式発行による資金の調達とそれに対する配当金の支払、資金の借

入とその返済もしくは他の方法での決済などによるキャッシュ・フローが示される。つまり、負債の返済状況、配当や自社株買い等による株主還元の状態、負債と資本のどちらの調達比率が上がっているかといった財務構成等を読み取るのに有用である。

また、財務活動によるキャッシュ・フローを前記の営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローとの関連で捉えてみると、企業の将来のための投資活動にかかわる支出を企業本来の営業活動によるキャッシュ・フローによって賅えなかった場合に生じた不足額をどのような手段によって補ったのかが示されることになる。この区分には、以下のような事項が記載される(『作成基準注解』注5)。

- ① 株式の発行による収入
 - ② 自己株式の取得による支出
 - ③ 配当金の支払
 - ④ 社債の発行及び借入による収入
 - ⑤ 社債の償還及び借入金の返済による支出
- (3) 表示方法

キャッシュ・フロー計算書ではキャッシュを上記のように営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローの三区分に分けて表示するが、このうち営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法には直接法と間接法との二通りがあり(『作成基準』第三、一)、どちらで作成するかは企業の判断に委ねられている。SFAS第95号もIAS第7号も二通りの選択適用を認めている点においてはわが国と同様であるが、直接法の方をより推奨しているという点においてわが国と異なっている。また、さらに異なる点としてSFAS第95号では直接法を選択した場合、純利益と営業活動によるキャッシュ・フローの純額との調整表を表示することを求めている(par.6)ことが挙げられる。これは、キャッシュ・フロー計算書情報には利益の質に関する情報の開示が不可欠であるという考えによるものであろう。

それぞれの表示方法は図表②に示したとおりであるが、図表からもわかるように、直接法は主要な項目ごとに収入・支出を総額で開示する方法であり、間接法は純利益に損益計算書

図表② キャッシュ・フロー計算書の表示方法

[直説法]	[間接法]
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	I 営業活動によるキャッシュ・フロー
営業収入－営業支出	税金等調整前当期純利益
小計	+)減価償却費
+)利息・配当金受領額	+)連結調整勘定償却額
-)利息支払額	+)貸倒引当金増加額
-)損害賠償金支払額	-)受取利息・受取配当金
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	+)支払利息
-)有価証券取得支出	+)為替差損
+)有価証券売却収入	-)持分法による投資利益
-)有形固定資産取得支出	-)有形固定資産売却益
+)有形固定資産売却収入	+)損害賠償損失
-)貸付支出	-)売上債権の増加額
+)貸付収入	+)たな卸資産の減少額
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	-)仕入債務の減少額
+)借入収入	小計
-)借入支出	+)利息・配当金受領額
+)株式発行収入	-)利息支払額
-)自己株式取得支出・配当金支払額	-)損害賠償金支払額
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	II～VIIについては左記[直説法]と同じ
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(出典)平井克彦、石津寿恵共著『損益計算と情報開示』白桃書房、2000年、264ページ。

上の非資金損益項目、貸借対照表上の繰越・見越勘定、投資活動によるキャッシュ・フロー・財務活動によるキャッシュ・フローに該当する収益・費用等を加減して開示する方法である。ここで直接法と間接法との違いを明らかにするために、直接法のみを認めているオーストラリアにおいて、コカ・コーラが直接法の他に間接法を付記している具体例を見てみよう(図表③)。

直接法でも間接法でも営業活動によるキャッシュ・フローの額は同じである。しかし、IAS 第7号では直接法、間接法をともに認めながらも、直接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを報告することを奨励している。その理由としては、直接法は将来のキャッシュ・フローを見積もる上で有用であり、かつ、間接法では得られない情報を提供する点が挙げられる(par.18

—19)。直接法と間接法との違いは、直接法では営業活動によるキャッシュ・フローが総額で示される点にある。つまり、将来キャッシュ・フローの見積りに総額による表示の方が優れているということであろう。確かに、直接法ではコカ・コーラに見るように企業にとって本業とかかわる金額的に重要なキャッシュ・インフローとアウトフローが明確になるが、間接法では売上債権、仕入債務、棚卸資産等の増減からそれらを推量するしかない。したがって、キャッシュのインフローとアウトフローを明示することによって企業の将来キャッシュ・フローの予測に役立てることをキャッシュ・フロー計算書の主目的にするのであれば、本来的には直接法を用いるべきである。⁽¹⁵⁾

図表③ コカ・コーラのキャッシュ・フロー計算書
(営業活動によるキャッシュ・フロー部分)

コカ・コーラの直接法の例	(2000年,	1999年)	\$M
顧客からの受領額	4191.0	3867.0	
仕入業者と従業員への支払額	(3494.2)	(3370.3)	
受取配当金	0.3		
受取利息と割引手形	43.8	37.4	
支払利息とその他の支払財務費用	(214.6)	(191.0)	
支払法人税	(58.0)	(80.1)	
営業活動キャッシュ・フロー	468.3	263.0	
コカ・コーラの間接法の例	(2000年,	1999年)	\$M
営業利益	206.2	124.5	
資産繰越価値の調整		85.0	
発生費用		14.5	
減価償却費・償却費・引当金繰入額	260.8	216.9	
非流動資産の売却損(益)	2.2	(0.3)	
未収利息(増加)	(2.6)	(2.6)	
他の営業債権の(減少)	20.8	46.5	
棚卸資産の(増加)	(34.1)	(45.4)	
前払金の増加(減少)	1.6	(83.2)	
未払利息(増加)減少	(8.9)	3.2	
未払税金の増加(減少)	34.9	(35.7)	
その他営業債務の増加(減少)	7.0	(52.5)	
未払費用の(減少)	(19.6)	(7.9)	
営業活動キャッシュ・フロー	468.3	263.0	

しかしながら、将来キャッシュ・フローの予測よりも利益の質を見るという点に主眼をおくのであれば、間接法の方がより有用性が高いと見ることができよう。⁽¹⁶⁾ 純利益(オーストラリアのコカ・コ

ーラの例では営業利益から算出)にはキャッシュ・フローを伴わない減価償却費等の非資金損益項目が含まれているのでそういった額を加算・減算すること等により、純利益のうちキャッ

シュ・フローを伴う部分について明示することができる。したがって、純利益とキャッシュとの関係(裏付け)等を見ることに主眼に置くのであれば間接法の方が有用となる。つまり、キャッシュ・フロー計算書を導入する目的を何に置くかによって直接法を選択するか間接法を選択するかが定まってくることになる。⁽¹⁷⁾これは逆にいえば、選択した方法によって導入の目的を推論することができるということになる。

3 実務における間接法の普及

わが国の『作成基準』ではキャッシュ・フロー計算書の作成にあたって、直接法、間接法の選択を認めているのに対して、SFAS 第95号においてもIAS 第7号においても、二通りの方法の選択適用を認めながらも直接法を用いることを推奨している。総額を表示する直接法は将来キャッシュ・フローの創出力を見る上で有用である。それにもかかわらず、アメリカでもわが国でも実務的にはほとんどの場合、間接法が用いられている。⁽¹⁸⁾このことを逆に考えれば、キャッシュ・フロー計算書を導入する実務上の主たる目的は、将来キャッシュ・フローの創出力を見ることではないと見ることができよう。

なぜ実務上、間接法が採用されているのかについてさらに検討してみよう。実務が間接法を採用しているのは、直接法より作成上簡便だからだといわれている。⁽¹⁹⁾確かに、間接法においては直接法のように勘定科目の期中増減額を詳細に把握する必要がないことから、実務上手数がかからない方法と言える。⁽²⁰⁾しかし、選択性が認められている情報開示方法のうちどちらを用いるかは、その情報に対する利用者のニーズの大きさによって決まるはずである。作成者側はニーズの状況を判断して開示すべき情報を選択して作成する。つまり、ニーズの大きさ(ニーズに応えることによるメリット)と、それに要するコストとを比較して判断することになる。⁽²¹⁾したがって、実務的に間接法が選択されているのは、情報提供者(企業)が直接法に対する利用

者(投資家)のニーズに応えるよりも、直接法を選択した場合のコスト(複雑性、手数)の方が大きいと判断した結果であると考えられるかもしれない。先に見たようにオーストラリアの実務では実践されているし、わが国の資金収支表は直接法で作成していたことを考えてみれば、手間がかかるといえる点が間接法採用の主たる要因であると思えるべきではないだろう。

広瀬教義州教授が述べているように間接法は「過去の損益計算書で利益を予想し、これをキャッシュ・フローの予測に転換する考え方であるので、直接法のように過去のキャッシュ・フローから直接に将来のキャッシュ・フローを予測できない」という性質を持つものである。それにもかかわらず間接法が選択されるのは、直接法を用いて直接に将来キャッシュ・フローの予測に利用しようとするニーズがそれを選択するほど強くないからであろう。さらに、間接法がダイレクトにもたらす利益の質に関わる情報を提供することにこそキャッシュ・フロー計算書のニーズが高いことを示していると思えることもできよう。確かに直接法は有用な情報をもたらすものではあるが、間接法がキャッシュ・フロー計算書に求められている現在の実務的な目的をすでに果たしていると考えることができよう。キャッシュの裏付けのある利益かどうかを見ることを最優先して捉えるのであれば、純利益から非資金損益項目等を加減する間接法のほうが適切な情報を提供すると言えよう。SFAS 第95号が直接法を用いた場合には純利益とキャッシュ・フローとの調整表を作成することを求めているのは、実質的に間接法による表示を合わせて求めているのと同じことである。これは、キャッシュ・フロー計算書にとって利益の質にかかわる情報提供が不可欠だからであろう。

さらに、営業活動によるキャッシュ・フローからの純額のキャッシュが投資活動、財務活動にどう生かされるか、資金調達に問題がないか、投資活動は適切に行われているかといったことを読み取ることに重点が置かれるのであれば、

すなわち三区分別の間における状況から分析を行うのであれば、間接法によってその役割を果たすことができよう。

また、営業活動によるキャッシュ・フローについて純額表示を認め、投資活動によるキャッシュ・フローや財務活動によるキャッシュ・フローには総額表示を求めていることから、キャッシュ・フロー計算書においては、こちらの部分に関する情報をより重く開示しようとしていると見ることができよう。財務活動によるキャッシュ・フローにおいては総額法のみが認められている(恒常的に収支活動が行われているものについては純額も可)のは、例えば、貸借対照表で長期借入金の期末残高(純額)がわかっていても、その返済のために新たに短期借入を行ったり、あるいは転換社債を発行した場合に、純額表示ではキャッシュ・フローが見えないために、財務活動によるキャッシュ・フローの適切な把握ができない可能性があるためであろう。また、長期借入金の残高が期首と期末とで同じく100万円であった場合でも、期中に1000万円借りていて期末に短期借入金等で手当てして残高を減少させたとしても貸借対照表上は把握できない。つまり、資金の手当ての具合までは把握できない。しかし、キャッシュ・フロー計算書の財務活動キャッシュ・フローは総額表示なのでキャッシュ・フローが明確に把握できよう。

財務活動によるキャッシュ・フロー部分と投資活動によるキャッシュ・フロー部分に含まれないものが営業活動によるキャッシュ・フローに組み込まれていることも、財務活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローをより明確化しようとしていることを如実にあらわしていると言えるのではないだろうか。例えば、わが国において保険金収入は営業活動によるキャッシュ・フローに含めることになっているが、そのすべてが営業活動によるキャッシュ・フローとかわるとは言いきれないであろう。仮に、営業活動によるキャッシュ・フローを純化して表示するのであれば、財務活動によるキャッシュ・フ

ーと投資活動によるキャッシュ・フローに含まれないという理由で営業活動によるキャッシュ・フローに表示するのではなく、その他の区分を設けて別表示すべきであろう。

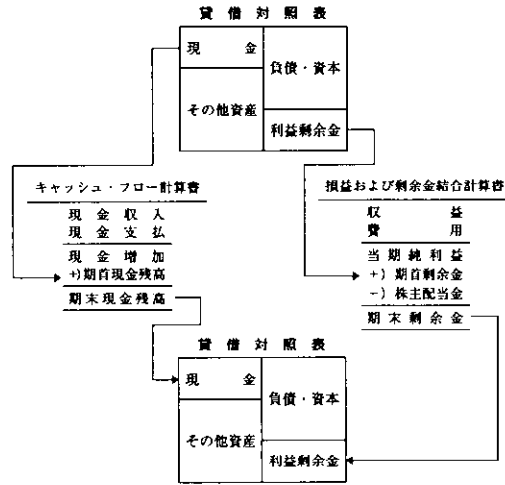
Ⅲ キャッシュ・フロー計算書の位置付けの現状

1 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の相互関係

わが国の『作成基準』はその第一として「作成目的」の中で、キャッシュ・フロー計算書を「一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成する」としている。しかし、わが国の基準には IAS のような財務諸表全体にかかわるフレームワークは存在しない。そのため、財務諸表全体の中におけるキャッシュ・フロー計算書の役立ちが必ずしも明らかになっていない。⁽²¹⁾そこでここでは、FASB と IASC におけるキャッシュ・フロー計算書の財務諸表全体の中での位置付けを考察することによって、わが国の財務諸表全体の中で、キャッシュ・フロー計算書がどのように位置付けられるかを考えてみよう。

まず、キャッシュ・フロー計算書が貸借対照表、損益計算書とどのように位置付けられるか、その相互関係を検討してみよう。キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表の現金・現金同等物のうちキャッシュ・フロー計算書に含まれる部分の一会計期間におけるフローを表したものである。一方、損益計算書は、貸借対照表の利益の一会計期間におけるフローを表したものと理解することができよう。そのように見れば、三者の関係は図表④のように示すことができよう。期首と期末の貸借対照表を捉えてみると、貸方の資本金が期首残高から期末残高へと変動した原因を説明しているのが損益計算書であり、借方の現金(キャッシュ・フロー計算書に含まれる部分)が期首残高から期末残高へと変動した原因を説明しているのがキャッシュ・フロー計算書と言えよう。このような三つの財務諸

図表④ 財務諸表の相互関係



(出典)染谷恭次郎『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社、1999年、159ページ。

表の相互関係を見ると、少なくとも計算構造の視点からは、キャッシュ・フロー計算書は貸借対照表や損益計算書と対等に位置付けることができる⁽²⁵⁾。財務諸表が同一の目的観を持つ同一のフレームワークの中で揃いの財務諸表としての役割を果たすためには、各財務諸表がその中でどのように位置付けられるのかを明確にすることは重要であろう。

ただ、キャッシュ・フロー計算書は帳簿組織から直接作成されるものではないこと、間接法によって作成する場合、利益から導出されること等のため、他の財務諸表と比べて二次的に位置付けられることも考えられよう⁽²⁶⁾。しかし、例えば染谷恭次郎教授が述べるように現金収入、現金支払といったような勘定科目を新たに設け、そこからキャッシュ・フロー計算書を導くことは理論的には可能である⁽²⁷⁾。例えば、現に公益法人会計においては一取引二仕訳という仕訳を行うことによって現金収支表を帳簿から直接⁽²⁸⁾作る実務が行われている。また、桜井久勝教授が述べるように、現金の総勘定元帳から直接導き出す可能性もあろう⁽²⁹⁾。

2 会計基準書の中でのキャッシュ・フロー情報の位置付け -FASB, IASC, わが国の基準-

FASB は1978年に公表した『財務会計諸概念に関するステートメント第1号 (Statements of Financial Accounting Concepts No.1, 以下SFAC 第1号という) 営利企業の財務報告の基本目的⁽³⁰⁾』において財務報告の目的として、次のものを挙げている。

①「現在及び潜在的な投資家・債権者・その他の利用者が、合理的な投資及び与信意思決定を行うのに有用な情報を提供すること」(par. 34)

②「現在及び将来の投資者、債権者その他の利用者が配当または利息により将来受け取るキャッシュ受領額および証券または債権の譲渡、償還または満期により受け取るキャッシュ受領額の金額、時期及びその不確実性を評価するのに役立つ情報を提供すること」(par.37)

③「企業の経済的資源、それに対する請求権、及びこれら資源と資源に対する請求権に変動をもたらす取引、事象及び環境要因の影響に関する情報を提供すること」(par.40)

②及び③は①の示す「有用な情報」を具体

化したものである。キャッシュ・フロー計算書と関連するのは、このうち②の部分である。つまり、SFAC 第1号では財務報告を投資家に有用な情報を提供することを基本目的とし(①部分)、その有用な情報の中身を将来キャッシュ・フロー受取額、時期、不確実性の評価に役立つ情報(②部分)であるとしている。キャッシュ・フロー計算書はそういった意味での有用な情報を提供するツールとして財務諸表の中に位置付けられている。

しかし、ここではさらにキャッシュ・フロー計算書情報に関して、「……財務報告の主たる焦点は利益及びその構成要素の測定によって提供される企業業績に関する情報にある。企業の正味キャッシュ・フローの見込みの評価に関心を持っている投資者、債権者その他の情報利用者は、企業業績に関する情報に特に関心を持っている」(par.43)としている⁽³¹⁾。そして、さらに「発生主義会計によって測定される企業利益及びその内訳要素に関する情報の方が、一般的に現在のキャッシュ・フローに関する情報よりも企業業績の優れた指標となる」(par.44)として、キャッシュ・フローに関する情報よりも発生主義に基づく利益計算構造に優位性を認めている。その上で「…キャッシュ・フローまたはその他の資金フローに関する情報は、企業の営業活動を理解し、その財務活動を評価し、その流動性もしくは支払能力をあらかじめ評価し、または提供される稼得利益情報を解釈する上で有用であるといえよう」(par.49)と限定的な有用性を表明している。したがって、SFAC 第1号では、キャッシュ・フロー情報は、その有用性は認められるものの、利益情報と同列にはなり得ず、補足情報としての位置付けにとどまってしまう⁽³²⁾。

しかしながら、財務会計諸概念に関するステートメント SFAC 第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」(Statements of Financial Accounting Concepts No.5,以下、SFAC 第5号という)では、SFAC 第1号で示された目的を

達成するための「十分かつ相互に有機性を持っている一組の財務諸表」のひとつとして「当該期間中のキャッシュ・フロー」を「期末現在の財政状態」、「当該会計期間の稼得利益(純利益)」、「当該会計期間の包括利益」、「当該会計期間中の出資者による投資および出資者への分配」とともに位置付けている(par.13)。そして、キャッシュ・フロー計算書の利点については「発生主義によって測定される稼得利益や包括利益は、いずれも営業活動によるキャッシュ・フローそのものではないので、キャッシュ・フロー計算書こそが、現金収支の額、原因、現金収支と稼得利益及び包括利益との時間的前後関係について重要な情報を提供する。財務諸表の利用者は、一般に、稼得利益あるいは包括利益と関連しているキャッシュ・フローとの関係性を評価する際にその情報を考慮に入れる」(par.53)としている。利益との比較という点において有用性を指摘しているのである。そしてさらに、「すべての現金収支がその発生時に認識されるために、認識問題とはほとんど無関係である。キャッシュ・フローの報告には、キャッシュ・フロー計算書における分類に関するものを除き、見積もりも配分も伴わなければ、また、いかなる判断もほとんど伴わない」(par . 54)というように、客観性という点においてキャッシュ・フロー計算書の役割を強調している⁽³⁴⁾。この客観性という大きな特徴が近年のキャッシュ・フロー計算書への関心の高揚の一因と考えられる⁽³⁵⁾。

つまり、SFAC 第1号においては、まずキャッシュ・フロー情報について、実態の業績評価や将来キャッシュ・フローの評価における有用性は認識しているけれども、その有用性は発生主義によって提供される利益情報には劣るのである。その上で、SFAC 第5号においては、キャッシュ・フロー計算書が客観的情報をもたらすという点に利点を認め、一組の財務諸表として不可欠なものであるとしている⁽³⁶⁾。

IASC も FASB が示した上記のフレームワークについてほぼ同様の規定を行っている。IAS

は『財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク』において、まず財務諸表の目的として「広範な利用者が経済的意思決定を行うに当たり、企業の財政状態、業績及び財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある」(par.12)としている。⁽³⁷⁾そして「発生主義に基づいて作成される財務諸表は、利用者に現金の収支を伴う過去の取引だけでなく、将来に現金を支払う債務と将来の現金受領額をもたらす資源についての情報を提供する。したがって、発生主義に基づく財務諸表は、過去の取引その他の事象について、経済的意思決定を行う利用者にとって有用な種類の情報を提供する」(par.22)と述べている。すなわち、発生主義が過去情報のみでなく将来に関わる部分の情報についても開示するために有用な情報と見ているのである。その上で IAS 第7号では、「企業は、本基準書の要件に準拠したキャッシュ・フロー計算書を作成し、それを財務諸表が表示される各期間において、その財務諸表の不可分の構成要素として表示しなければならない」(par.1)とキャッシュ・フロー情報をもたらすキャッシュ・フロー計算書を財務諸表にとって欠くべからざる要素と明確に位置付けている。それは、「企業の財務諸表の利用者は、企業がいかに現金及び現金同等物を獲得し、利用しているかに関心を持っている。…企業はその営業の遂行、債務の返済及び投資家に対する利益分配のために現金を必要とする」(par.3)からである。

つまり、SFAS、IAS はともに、キャッシュ・フロー計算書は情報価値として有用な財務諸表のひとつであるが、財務報告の基本目的である将来キャッシュ・フローの受領額に関する情報の提供には、発生主義による利益情報の方がキャッシュ・フロー情報よりもより目的適合的な情報を提供をするとしているのである。

IV キャッシュ・フロー計算書の役立ち

キャッシュ・フロー計算書が新たに財務諸表の中に位置付けられたのは、これまでの財務諸表とは異なった情報を提供する役割がキャッシュ・フロー計算書にあるからだと考えられよう。わが国の『作成基準』では、キャッシュ・フロー計算書の作成目的として「一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成する」とするのみで、キャッシュ・フロー計算書をどういう目的でどういうことに役立たせるために導入するかといった点については明確にされていない。しかし、目的が何であるかによって、そこで開示される内容のみならず、財務報告全体の中でのキャッシュ・フロー計算書の位置付けにも影響を及ぼすものであるため明確にする必要がある。ここでは、FASB や IAS の規定からキャッシュ・フロー計算書の役立ちについて考えてみよう。

まず、FASB は先に見たように、SFAC 第1号において財務報告の基本目的が将来キャッシュ・フローの受取額等の評価であることを示した上で、SFAS 第95号を公表している。ここでは、キャッシュ・フロー計算書の基本的な目的を「一定期間における企業のキャッシュ受領額と支払額、に関する適切な情報を提供することにある」(par.4)としている。そしてキャッシュ・フロー計算書に含まれる情報は、財務諸表の利用者がそれを関連表示及び他の財務諸表の情報と『ともに用いる』(par.5)ことにより、次のようなことに役立つと見ている。

- (a) 企業が将来の正味キャッシュ・フローを生み出す能力を評価するのに役立つこと。
- (b) 企業の債務の返済能力、配当の支払い能力及び外部資金導入の必要性を評価するのに役立つこと。
- (c) 純利益とそれに関連するキャッシュの収支の間の差異発生原因を評価するのに役立つこと。

(d) キャッシュ及び非キャッシュによる期中の投資及び財務取引が、企業の財政状態に与える影響について評価するのに役立つこと。

これらの諸点について IAS 第7号における「キャッシュ・フロー情報の効用」(par.4.5)という項目を踏まえて考察してみよう。なお、IAS 第7号でも SFAS95号と同様、「キャッシュ・フロー計算書が他の財務諸表と『ともに用いる』場合に」(par.4.5)キャッシュ・フロー計算書情報が有用だとしている点に留意する必要がある。

1 将来キャッシュ・フローの創出能力

キャッシュ・フロー情報による将来キャッシュ・フロー創出能力評価について、IAS 第7号は「企業が現金及び現金同等物を獲得する能力を評価する上で有用」(par.4)とし、さらに「キャッシュ・フローの実績情報は、しばしば将来のキャッシュ・フローの額、時期及び確実性の指標として利用され得る」としている。SFAS 第95号、IAS 第7号とも、キャッシュ・フロー情報は、将来キャッシュ・フローの創出能力を評価するために有用であるとしている。

営業活動によるキャッシュ・フローは、企業の本業である営業活動の現金創出能力の結果を示すものであるため、将来キャッシュ・フローの創出能力についてはまず営業活動によるキャッシュ・フローについて検討することになる⁽³⁹⁾。その指標としては、営業活動によるキャッシュ・フロー収支がどの程度相対的に大きいのかを示す、営業活動によるキャッシュ・フロー収支を年間売上高で除するキャッシュ・フロー・マージン率がある。キャッシュ・フロー・マージン率が高く、また安定したパフォーマンスを示す場合、企業のキャッシュ・フローの創出能力は高く評価することができよう。もし、営業活動によるキャッシュ・フローが直接法によって表示されているのであれば、分子分母ともキャッシュ・フローの金額、すなわち分母を年間売上高ではなく営業活動によるキャッシュ・フロー入金総額とした

方が適切であろう。⁽³⁹⁾

2 返済能力、配当支払能力等の評価

返済能力、配当支払能力等の評価について、IAS 第7号はまず、「企業は本質的に同一の理由により現金を必要としている。…企業はその営業の遂行、債権の返済及び投資家に対する利益分配のための現金を必要とする」(par.3)として、企業にとっての現金の必要性について述べている。そしてキャッシュ・フロー計算書は、「企業の純資産の変動、財務構造(流動性や支払い能力を含む)並びに環境と機会の変化に合わせて、キャッシュ・フローの額と時期に企業が影響を及ぼす能力を利用者が評価することを可能にする」(par.4)ものと見ている。ここではキャッシュ・フロー情報を債務の支払、すなわち資金繰りといった意味合いのみではなく、配当の支払能力もあらわしている点に注目する必要がある。配当に関わる情報という点から、投資家の投資意思決定に有用な情報という側面が導出されることになるのである。キャッシュ・フロー計算書がもたらす返済能力、配当支払能力等についての情報は、企業の財務的弾力性(財務的悪化、不測の事態に対応できる企業の能力)の評価にもつながるものである。

それでは、こういった役立ちを果たすためにキャッシュ・フロー計算書はどういった情報を提供するのかを挙げてみよう。

【債務返済能力に関する情報】

キャッシュ・フロー計算書は、企業の支払能力を分析する上で優れた計算書である。これまで企業の支払能力は、流動比率や当座比率などによって判断されてきた。これらの比率は、過去の一時点において企業がどれだけの支払能力があったかを示すものである⁽⁴⁰⁾。キャッシュ・フローに関する情報は、「ある期間にどれだけの現金(現金同等物を含む(括弧内筆者加筆))が生み出されてきたかを調べ、それを短期の債務と比較することによって、会社がそれらの契約を履行するため

にどれだけの資金を集めることができるかを動的に伝える⁽⁴¹⁾ものであり、支払能力等を判断する情報として有用である。

キャッシュ・フロー計算書情報が提供する支払能力に関する指標としては、例えば、長期有利子負債を営業活動によるキャッシュ・フローで除して百分率で表した「キャッシュ・フロー比率」がある。これは、元金返済能力が問題となる長期負債を本来業務である営業活動によるキャッシュ・フローとの関係を見るものである。逆に見れば長期負債残高が営業活動によるキャッシュ・フローの何倍あるかを示す指標であり、これによって、その企業の健全な返済能力についての情報が提供されることになる。

【配当支払能力等に関する情報】

キャッシュ・フロー計算書が提供する有用な指標としてフリー・キャッシュ・フローがある。これは営業活動によるキャッシュ・フローから設備投資額を引いて求める場合、さらに支払配当金をも引いて求める場合等、具体的にどのように計算するかには様々な捉え方があるが、要は経営者の立場から見て自由な意思で使用できるキャッシュがどれだけあるかを示すものである。そういった意味で、フリー・キャッシュ・フローは設備投資の質を見る上で有用とされている。また、本業から生み出されたキャッシュのうち、事業に必要な投資を行ってさらに残ったキャッシュは資金提供者に還元することができるので、配当について検討する際にも有用な情報を提供⁽⁴²⁾することになる。

わが国ではこれまで安定配当が行われがちであり、利益の多寡による配当の加減という側面が薄かったが、外国人株主の増加、株の持合いの解消等といった状況の出現によって配当政策が有用性を帯びてきている。このため、配当の原資がどの程度あるか(安定性配当額を超える配当金支払原資)ということとは投資意思決定にとって重要な指標とな

る。企業が現金配当を行う場合、重要な要素となるのは利益ではなく、当該企業の手許に十分なキャッシュがあるかどうかだからである⁽⁴³⁾。そうしてみるとフリー・キャッシュ・フローを設備投資額のみを除いたものとして捉えた指標は企業の能力をあらわす指標となり得⁽⁴⁴⁾よう。

また、キャッシュ・フロー計算書は現金配当支払額をその原資である営業キャッシュ・フローで除した指標、つまり営業キャッシュ・フローからどれだけ配当金支払へ向けられたかを捉える「キャッシュ・フロー配当性向」は株主にとって有用な配当支払に関する情報⁽⁴⁵⁾となる。この点について、キャッシュ・フロー計算書がもたらす情報は投資家の意思決定に有用な情報としての高い特質を持っていると言えよう。

3 利益とキャッシュとの差異分析

「利益はオピニオンであるが、キャッシュ・フローは事実である⁽⁴⁶⁾」という言葉が示すように、当期純利益は会計処理における経営者の予測・判断が介入する余地が大きい、キャッシュ・フローは事実の忠実な反映である。このため、実際のキャッシュ・フローによる営業活動によるキャッシュ・フローと損益計算上の当期純利益とを比較することによって、当期純利益の質を知ることができる。すなわち、当期純利益と営業活動によるキャッシュ・フローとの相関関係が高いほうが、当期純利益がキャッシュ・フロー・ベースでの裏付けがある利益だ⁽⁴⁷⁾ということを示しており、利益の質が高いと判断できる。

すでに述べたように、キャッシュ・フロー計算書の作成方法には直接法と間接法があるが、このうち間接法は営業活動によるキャッシュ・フローについて損益計算書上の純利益に減価償却費、貸倒引当損等といったキャッシュ・フローをとみなさない非資金損益項目(図表⑤)等を加減して表示する形になっている。そのため、利益とキャッシュとの差異分析を主眼とするの

図表⑤ 非資金損益項目の概要

勘定科目	非資金損益項目
(営業活動に関するもの) 売上債権 たな卸資産 仕入債務	貸倒損失、外貨建売上債権の為替換算差損益 たな卸資産評価損、除去損、廃棄損 外貨建仕入債務の為替換算差損益
(営業活動以外に関するもの) 有価証券 短期・長期貸付金 貸倒引当金 有形固定資産 無形固定資産 繰延資産 短期・長期借入金 退職給付引当金 連結調整勘定	評価損益、外貨建有価証券期末換算差損益 外貨建貸付金期末換算差損益、貸倒損失 貸倒引当金増減額 減価償却費、除去損、評価替損益 償却費、評価損 償却費 外貨建借入金期末換算差損益 退職給付引当金増減額 連結調整勘定償却費

であれば、間接法は直接法より優れた表示と言えよう。SFAS 第95号が直接法により営業活動によるキャッシュ・フローを表示した場合、別に純利益との調整表を作成するよう求めているのは、FASB がキャッシュ・フロー計算書の役立ちとして、この利益とキャッシュとの差異分析ができる情報の提供が不可欠なものとしているからと考えることができよう。ただ、わが国の基準もIAS 第7号も調整表の作成を求めている。実務の大半が間接法で行われているので、調整表の作成が求められていない点について問題は顕在化しないが、利益の質に関する情報の開示をキャッシュ・フロー計算書の重要な目的とするのであれば、SFAS 第95号と同様の規定を設ける必要があろう。

キャッシュ・フロー計算書は純利益に非資金損益項目等を加減することにより純粋にキャッシュのインフローとアウトフローとにかかわる情報を提供している。また、純粋にキャッシュのインフローとアウトフローとにかかわる情報のみを抽出して表示する結果として異なる会計処理の影響を排除できる。例えば、割賦販売や長期請負工事を考えてみよう。割賦販売における利益の認識についてわが国の企業会計原則では、販売基準を原則的に適用することになっている他に、期限到来基準と回収基準との選択適用が認められている。また、長期請負工事に

ついての利益の算定方法として工事進行基準と工事完成基準との選択適用が認められている。このため、売上計上の時期について会計処理の影響を受けるものとなっている。しかし、キャッシュ・フローで捉えた場合には、客観的なキャッシュのインフローとアウトフローとが表示されるため、会計処理の影響を排除できる。すなわち、経営者の主観的判断が入りこむ余地がない。

その一方、例えば、減価償却計算の際の耐用年数や償却方法の選択において織り込まれる設備利用計画のような経営者の計画や将来見通しというものが排除されているため、利益情報に劣る面が指摘される場合がある。しかし、そもそも情報開示の目的は、企業(経営者)と投資家との間の情報の非対称性が存在する場合に、企業が持つ内部情報を投資家に提供することにある。そうであれば、情報優位にある企業がその情報を活用した経営判断を示すことに開示情報の価値があると言うこともできよう⁽⁴⁸⁾。しかし、現在の急激な経済社会の変化とリスクの増大化、投資家側の情報分析能力の向上という状況下において、企業の手元キャッシュの状況を開示するキャッシュ・フロー計算書情報は、経営者の主観・見通しを含まないからこそ情報価値があると言える。客観的な情報の開示は、利用者の側における自己責任による

情報分析を可能とするものでもある。キャッシュ・フロー計算書情報は採用する計算方法に関してほとんど選択の余地がなく、将来の見積りも除かれているため、誰が計算しても同一の結果に到達するという意味において客観性に優れ、信頼性が極めて高い。この点からは、利益情報とキャッシュ・フロー計算書情報とは優劣関係があるのではなく、共存関係が生じていると見ることができよう。

4 外部からの資金調達の必要性に関する情報

キャッシュ・フロー計算書は営業活動の区分、投資活動の区分、財務活動の区分の三つに区分けして表示されている。このことにより、まず本業のキャッシュ・フローを表す営業活動によるキャッシュ・フローの状況を知ることができる。そして投資活動に必要なキャッシュ・フローが営業活動によるキャッシュ・フローの黒字分によって賄われているのか、それとも財務活動によるキャッシュ・フローの黒字分をも投入して賄われているのか、すなわち外部からの資金調達に頼っているのか等といった企業の健全性を読み取ることが可能となる。また、投資活動によるキャッシュ・フローにより、企業の発展の可能性、戦略の変更等の分析や、財務活動によるキャッシュ・フローにより、調達資金の額や性格を確認し、財務の安定性等の分析に重要な情報を提供し得よう。

外部からの資金調達には現状を維持するための調達という側面とともに、さらに成長するための調達という側面とがある。前者の側面を見る指標として、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの合計支出（一般にマイナスになる）を売上高で割る比率を用いることができる⁽⁶⁰⁾。また、後者の側面を見る指標としてフリー・キャッシュ・フローを利用することができる。前に述べたようにフリー・キャッシュ・フローは、必要な現金収支を行った後、企業が自由に使用できるキャッシュのことであ

る。したがって、必要な新規設備投資を行うのに十分なフリー・キャッシュ・フローがなければ外部資金に頼ることとなる。

V キャッシュ・フロー計算書の重要性の高まり

前章で見たようにキャッシュ・フロー計算書情報は、将来キャッシュ・フローの創出能力、返済能力・配当支払能力、利益とキャッシュとの差異分析、外部からの資金調達の必要性等を見る上で役立つ情報を提供するものと捉えることができる。キャッシュ・フロー計算書情報の有用性についてはさらに、実証研究がそのことを跡付けている。例えば、アメリカではキャッシュ・フローの測定値が株価リターンと関連することを示唆する実証的結果が提示され、キャッシュ・フロー情報が利用者の意思決定にとって有用な情報であることを示唆する多くの実証研究が積み重ねられている⁽⁶¹⁾。また、キャッシュ・フロー情報の利益情報と比べた優位性は企業の成長段階によって異なってくるという結果も示されている。すなわち、利益の持続性を備え、成熟段階にある企業については、利益情報が相対的に大きな情報内容を持ち、利益に持続性がなく、成長段階と衰退段階にある企業ほど、キャッシュ・フロー情報の有用性が大きくなるということである⁽⁶²⁾。

ここでは、キャッシュ・フロー計算書が財務諸表相互間において他の財務諸表と同等に位置付けられるのみでなく、キャッシュ・フロー計算書が提供する情報が利益情報の補足情報にとどまらず同等の価値を持つものとして重要化しているということを展望してみよう。キャッシュ・フロー計算書情報の重要性の高まりを、不確実性の時代におけるキャッシュ・フロー計算書情報の重要化と、将来キャッシュ・フローの検証機能という面から検討してみよう。

1 不確実性の時代におけるキャッシュ・フロー情報の重要化

投資家の投資意思決定には、その企業の資本に対する利益の獲得に関する実態が把握・分析できるとともに、その企業が支障なく存続する、つまり適切な支払能力を維持する中で、企業活動にともなう資金の調達・運用における確性・効率性についての分析・理解できる情報の提供が重要である。

しかし、現行開示制度における財務諸表は、適正な期間損益計算の確保に重点を置いて体系付けられていることなどもあって、ややもすると損益計算書を中心とした収益性に関する情報に比べて、キャッシュ・フローに関する情報が軽視される結果となっている場合があるのが実情である。現下の長引く不況、企業財政の悪化、株持合の解消等といった経営環境におけるリスクが高まる中、キャッシュ・フローの分析、とりわけ企業の支払能力の状況に関する流動性は、企業の債務支払停止、倒産という企業活動の停止という極端な事態の際に限らず、常に企業の実態把握の際に重視すべきものであろう。また、期中に企業がどのような源泉から資金調達を行い、それをどのように運用しているかは、企業の当期の収益性に関係するものであり、また配当資金、設備投資計画にもかかわる資金調達などにとっても重要である。このため、企業の経済的実態を的確に把握するには、収益性にかかわる情報のみならず、キャッシュ・フローに関する情報についても重要視していくことが必要である⁽⁶³⁾。

先に見たように、FASB における概念フレームワークは、投資家の投資意思決定に有用な情報として、現在の現金収支に関する情報よりも発生主義による利益のほうが有用だとしている。それは、発生主義に基づく利益は、利用者に現金収支をともなう過去の取引のみならず、将来に現金を支払う債権債務の現金受領額に関する情報をもたらすからである。つまり、将来にかかわる情報を提供するという意味におい

て、利益情報にはキャッシュ・フロー計算書情報を上回る有用性が見出されているのである。しかし、将来にかかわる情報が有用性を持つのは、ゴーイング・コンサーンが前提となっている場合である。現下の社会経済状況の急激な変化の中にあつては、ゴーイング・コンサーンを前提とした情報開示のみでは投資家の意思決定に有用な情報を提供しきれないのではないだろうか。ゴーイング・コンサーンに揺らぎが生じた時、すなわち企業の財政状態が悪化している場合に、そのことを情報利用者が把握できる情報の開示が不可欠である。そういった意味で、支払能力や利益の質に関する情報を開示するキャッシュ・フロー計算書情報は有用性を増してきていると言えよう。ゴーイング・コンサーンを前提としつつ、客観的な企業の状況を表せる情報というものを合わせて提供することの意義は益々高まっていると見ることができよう。

監査の領域においてゴーイング・コンサーン監査が検討の遡上に上っている⁽⁶⁴⁾、これはゴーイング・コンサーンを所与のものとするに對する情報利用者(投資家)の疑念が生じていることが前提となって取り入れられようとしているものである。投資家の財務情報に対する信頼性を保つために、ゴーイング・コンサーンに影響する重要な事実の表示に対して会計士の評価を加えようとする潮流の中にあつて、財務報告の中でゴーイング・コンサーンについて判断できる情報を適切に開示することが必要であろう。そうでなければ、財務諸表が投資家の意思決定に有用な情報を開示するものにならないだろう。時代の趨勢とともに、企業の存続性に大きなかわりのある流動性に関する情報を端的に開示するキャッシュ・フロー計算書は、利益情報に並ぶ益々重要な情報を提供する媒体となってきている。

2 将来キャッシュ・フローの検証機能

間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、純利益から非資金損益項目等を増減して作成す

るものである。純利益には、減価償却費や貸倒引当損といった経営者の主観的判断にかかわるものが多く含まれているため、情報の客観性や比較可能性といった面から問題があった。この非資金損益項目の中には、有価証券の評価損益、外貨建金銭債権債務等の換算差損益等といった金融商品の時価開示と関連する項目、退職給付会計の導入に関連する退職給付積増分、不良債権処理との関係で見直されている貸倒引当金積増分といった近年新たに顕在化してきた項目が含まれている(前出図表⑤参照)。これらの額の増減は、キャッシュ・フローと関連性がないが利益と関連する項目であり、こういった項目が近年増加する傾向にあると言えよう。

また、FASBが2000年に公表したFASC第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー計算書情報と現在価値の利用」⁽⁵⁵⁾によれば、キャッシュ・フロー現在割引価値の計算においては、割引率の採用に当たってリスクの見積もりや適用する金利に経営者の主観が介入する余地が大きい⁽⁵⁶⁾。近年、キャッシュ・フロー現在割引価値は既に年金会計、リース会計等に取り入れられているが、今後さらに税効果会計の適用により計上される繰延税金や流動化目的の債権(不良貸付債権のうち売却・証券化等への流動化の対象となるもの)等⁽⁵⁷⁾へも適用される可能性がある。これらはすべて、投資家にとっては開示情報に経営者の経営判断が含まれている方が有用だという前提に立つものであろう。しかし、一方、このように主観が多分に含まれている情報に関して、その比較情報として客観的情報をともに開示する必要性は返って高まると見ることができよう。主観を排除した客観情報の必要性は、当然のことながら主観が入る余地が大きくなればなるほどその必要性を増すこととなる。

客観的な情報であるキャッシュ・フローと利益との差異を分析することによって、利益の質を見るのみならず、経営者の主観・見通しを検証することができよう。例えば2000年のキャッシュ・

フローの状況を1999年に見積った場合、1999年における見積もりが適正であったかは2000年になった時点でのキャッシュ・フローが客観的に表している。その将来キャッシュ・フローの見積もりが正しかったかどうかは、2000年における利益(利益には将来の見積りが含まれている)と比較するより2000年におけるキャッシュ・フローと比較する方が適切である。過去の見積りと現在のキャッシュ・フローとを比較することにより、経営者の見通しが正しかったかどうか、経営責任を判断することが可能となる。また、2001年における将来キャッシュ・フローの見積りを行う際にも重要な情報を提供するだろう。ここに、IAS第7号やSFAS第95号が言う他の財務諸表と『ともに用いる』ことにより果たせるキャッシュ・フロー計算書の役割が存在しよう。

IAS第7号は「キャッシュ・フローの実績情報は…過去に行った将来のキャッシュ・フローに対する評価の正確性を検証し、収益性と正味キャッシュ・フローの関係及び価格変動の影響を調査する上で有用である」(par.5)として、キャッシュ・フロー情報の検証機能の有用性を明確に指摘している。経営者が主観を多大に含む情報を開示したとして、その主観が適切であったかどうかを判断するには判断材料として客観的な情報の提供が不可欠である。IASCが会計基準の国際的調和化あるいは統合化を推進する目的として比較可能性を高めるといことがある。つまり、経営者の主観や予測の余地が増加している利益情報が強調されればされるほど、キャッシュ・フロー計算書情報の役割は大きくなり、その情報価値は高まるということができよう。

VI おわりに

キャッシュ・フロー計算書は財務諸表相互間の位置付けという面からは他の財務諸表と同等と考えることができるにもかかわらず、これまで財務報告の目的観との関係、すなわち将来キャッシュ・フローの見積りのための情報という

面からは利益情報の下位的な位置付けが与えられていた。しかし、すでに見てきたように利益情報における非資金損益項目の増大や経営者の裁量範囲の広がりという点から、それを検証するものとしての役立ちは益々重要性を増してくるだろう。キャッシュ・フロー計算書情報は、損益計算書項目からキャッシュ・フローをとまわらない項目を加算減算すること等によって算出されるが、これは「発生主義会計による測定から現金主義会計による測定へ修正して算出する」ことである。⁽⁵⁸⁾

将来キャッシュ・フロー受領額等の評価に当たって、IAS 第7号は、発生主義の利益は過去情報のみでなく将来にかかわる部分の情報を含んでいる点でより有用であるとしている。しかし、将来にかかわる部分について誰が判断するのが適切なのだろうか。一般に、情報は経営者側と株主側とで大きな不均衡がある。だからこそディスクロージャーの意義が生じる。より潤沢に情報を持ち、経営事情に関与している経営者の側が将来にかかわる部分を判断するほうがより適切だというのが一般的考え方であろう。確かに、固定資産の耐用年数の決定や貸倒引当金の設定の際に利用される見積もりなど、会計処理の裁量の局面で表れる経営者の将来予測は、投資家にとって有用な情報を提供している。しかし、先に見たように、予測に関わる部分が拡大している現状にあつては、客観的事実と予測との両方を開示することにより、利用者の側の判断を介入させることが重要性を増してきていると考えられよう。とりわけ、昨今における企業の財政状態の悪化にともなう財務諸表情報への利用者の不信感を勘案すれば、客観的情報をあわせて開示することが求められよう。利用者の側が判断できる情報を開示してこそ、自己責任による意思決定が可能となる。キャッシュ・フロー計算書の意義は益々大きくなると考えられよう。キャッシュ・フロー計算書は制度として財務諸表の一つと位置付けられた。わが国においても、その目的や役割を明確にし、

その内在する情報価値というものが最大限引き出されることが望まれよう。

先に見たように、SFAC 第1号では発生主義による利益が将来キャッシュ・フロー受領額の評価には有用だとされている。しかし、2000年2月に出された SFAS 第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の利用」において、「将来キャッシュ・フローの不確実性(リスク)を反映した現在価値測定は、常に、その要因を考慮しない測定値よりも、財務諸表利用者に対してより目的適的な情報となりうる」(par. 21)との見解を示している。ここでは、利益情報より現在価値測定によるキャッシュ・フロー割引現在価値情報の方が有用なものと位置付けられている。この点について北村敏子教授は、「(キャッシュ・フロー割引現在価値による(括弧内は筆者加筆))キャッシュ・フロー会計とは、従来の利益概念に着目してきた発生主義会計に対置されるもので、利益に代わってキャッシュ・フローの増減額を会計の中心に置く計算構造への転換」と述べている。⁽⁶⁰⁾ そうであれば、FASB 自身が SFAS 第7号において SFAC 第1号と整合性のない概念を提示していることになる。これは、財務報告は投資家の意思決定に有用な情報を提供するものであり、そのための情報として利益情報に優位性を持たせるという SFAC 第1号における概念フレームワークは転換期にあることを物語っていると言えよう。確かに、SFAC 第1号が公表された1978年と現在とでは社会経済情勢は激変している。そういう情勢の中でキャッシュ・フロー計算書も重要化してきたものである。財務諸表が投資家の意思決定に有用な情報の開示という命題を堅持していくために、概念フレームワークを時代に応じて総合的に再検討する必要性が生じていると見ることができよう。

2001年に IASC は国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, IASB) に改変された。そこで行われる優先課題のひとつとして「IAS の見直し」が挙げられて

⁽⁶¹⁾ いる。すなわち、国際会計基準は未だ確立されたものではなく、また、企業が経済社会の中で活動する生き物であると捉えれば、今後も基準は見直されていくことになる。そういった財務会計を取巻く現状の中にあつて、会計基準をピース・ミールの的に採り入れるのではなく、わが国の財務諸表全体のフレームワークを構築した上で国際的動向に対応して行く必要があるだろう。キャッシュ・フロー計算書の目的や財務諸表の中での位置付けの検討を通じてフレームワークを展望する意義は大きいと言えよう。

[注]

- (1) IASC で 2000 年 5 月に承認された定款 (Introduction(c)) によれば、国際会計基準作成の目的は各国の会計基準の「統合化 (convergence)」にあるとされている。
- (2) 加藤厚『新会計基準の完全解説－IOSCO の影響と更なる制度改革の方向－』中央経済社、2000年、293～296ページ。
- (3) 『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』第1条3項。
- (4) 企業会計基準委員会では、中長期的審議テーマの1つに「企業会計原則の整備」を挙げている（「アカウンティング・ニュース」『企業会計』Vol. 54/No.1, (2002.1), 13～14ページ。）
- (5) 『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』（1997年）では「…連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書を導入することが適当である」（第一部ニ3）としているものの『連結原則』では連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書の各作成基準は記載されているが連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準は組み込まれず別立ての独立したのものとなっている。
- (6) キャッシュ・フロー計算書情報の利用目的に必ずしも共通の理解があるわけではないとの指摘については、齋藤静樹「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準設定に関する意見書の経緯と概要」『企業会計』Vol.50/No.7, (1998.7), 43～44

ページ、作成目的とともに利用目的も明示すべきであるとの指摘は、鎌田信夫「キャッシュ・フロー計算書」『企業会計』Vol.51/No.1, (1999.1), 140ページ参照のこと。

- (7) キャッシュ・フロー計算書はともすれば、それまでわが国において既に導入され、財務諸表外の情報と位置付けられていた資金収支表における資金の概念をより限定し、またその表示方法が変わったものであり、国際的動向に歩調を合わせるために財務諸表に位置付けられたが、その内実は現金・現金同等物に関する附属明細書の位置付けに過ぎないとされがちである。しかし、はたしてキャッシュ・フロー計算書はそういった位置付けに過ぎないものなのであろうか。
- (8) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 95 Statement of Cash Flows*, 1987.
- (9) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS7 (revised 1992) Cash Flow Statements*, 1992.
- (10) 鎌田信夫「キャッシュ・フロー計算書」『企業会計』Vol.51/No.1, (1999.1), 139ページ。
- (11) 大杉秀雄、嶋倉羊奈子、真田恵美子「税効果会計・キャッシュ・フロー計算書の平成12年3月期における分析」『JICPA ジャーナル』No.544, (2000.11) 12～18ページ。
- (12) 資金あるいはキャッシュの概念は限定化される傾向にある。これは、アメリカやイギリスにおいて1970年代の後半からの景気後退により、利益とキャッシュ・フローとのギャップが拡大する状況が生じ流動性が悪化したため資金概念を縮小する必要が生じたこと等による（中島富雄、新井清光、竹居照芳、村田嘉一「中間報告の主要論点」『企業会計』Vol.39/No.1, (1987.1) 35～36ページ）。これまでの資金収支表よりキャッシュ・フロー計算書が「資金」概念を限定しているのは、キャッシュ・フロー計算書における流動性情報の重要性に着目してのことであろう。流動性情報はキャッシュ・フロー計算書の役立ちとして大きなものの一つと言え

- よう。
- (13) 通常の条件下では営業活動によるキャッシュ・フローはプラス、投資活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる。菊池誠一『連結経営におけるキャッシュ・フロー計算書』1998年、中央経済社、122ページ。
- (14) コカ・コーラ社のホームページ参照。
http://www.coca-cola.com.
- (15) SFAS 第95号(par.111)では、実務的な理由から間接法を認めるという趣旨が記載されている。
- (16) また、現金主義会計によるキャッシュ・フロー計算書が導入されたのは、発生主義会計による損益計算書とバランスシートが抱える欠陥を保管するため(利益は主張でキャッシュは現実)であるということを経営者によるキャッシュ・フロー計算書の目的の第1にあげるならば由井敏範教授のように「キャッシュ・フロー計算書が発生主義を経由して作成されるのであれば、財務諸表に加えられたことに格別の意義は認められない」という主張になる。(由井敏範『利益とキャッシュ・フロー会計』白桃書房、1997年、152ページ。
- (17) 直接法と間接法とは異なった目的のために作られる別の情報であるというイギリスにおける議論については鎌田信夫編著『現金収支情報の開示制度』税務経理協会、1997年、305ページ参照。
- (18) George W. Gallinger, A Framework for financial statement analysis part 4: Statement of cash flows, *Business Credit*, Vol: 102 Iss: 5, May 2000, p.32,によれば、アメリカでは99%以上の企業が間接法を用いている。大杉秀雄、嶋倉羊奈子、真田恵美子「税効果会計・キャッシュ・フロー計算書の平成12年3月期における分析」『JICPA ジャーナル』No.544, (2000.11) 16ページによれば調査した100社全部が間接法を用いていた。
- (19) 由井敏範, 前掲書, 152ページ。
- (20) 広瀬義州『財務会計(第2版)』中央経済社, 2000年, 626ページ。
- (21) 田宮治雄『キャッシュ・フロー計算書』中央経済社, 1999年, 100-101ページ。
- (22) 広瀬義州, 前掲書, 626ページ。
- (23) 西山茂『戦略的財務会計』2000年, ダイヤモンド社, 28ページ。
- (24) 鎌田信夫「キャッシュ・フローと利益」『企業会計』Vol.50/No.8, (1998.8), 5ページ。
- (25) 桜井久勝「キャッシュ・フロー計算書の位置づけ」『会計』第160巻第1号(2001年7月), 53ページ。
- (26) 由井敏範教授は、「キャッシュ・フロー計算書が「第三の財務表」となるためには、それが現行の複式簿記の機構の下で誘導法によって、導出可能でなければならない」と述べておられる(由井敏範, 前掲書, 186ページ)。
- (27) 染谷恭次郎『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社, 1999年, 161-168ページ。
- (28) 番場嘉一郎, 新井清光編著『公益法人会計』中央経済社, 1986年, 74-78ページ。
- (29) 桜井久勝, 前掲稿, 54-55ページ。
- (30) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1 Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, 1978.
- (31) その理由として、「一年度のような短期間における現金収支だけを示す財務報告書は、企業の業績の良否を適切には示さない」(IAS 第7号 par.43)ということが挙げられている。
- (32) 鎌田信夫教授は補足情報としての有用性に言及している(鎌田信夫「キャッシュ・フローと利益」『企業会計』Vol.50/No.8, (1998.1), 5ページ)。
- (33) Financial Accounting Standards Board, *Statements of Financial Accounting Concepts No. 5 Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, 1984.
- (34) キャッシュ・フロー計算書における判断を伴う分類に関するものとしては、例えば、『作成基準』(第二, 二, 3)では受取利息, 受取配当金について営業活動によるキャッシュ・フローに分類表示することも投資活動によるキャッシュ・フローに分類表示することも認められていることなどが挙げら

- れる。
- (35) 由井敏範, 前掲書, 1997年, 147ページ。
- (36) その後1987年に出された基準書95号「キャッシュ・フロー計算書」では, 前述したようにキャッシュ・フロー計算書の役立ちとして, 「将来正味キャッシュ・フローを生み出す能力の評価」, 「債務返済能力, 配当支払能力, 外部資金導入の必要性評価」, 「利益の質の評価」等を挙げている。
- (37) IAS が示しているのは財務諸表の概念フレームワークであり, FASC が示しているのは財務報告の概念フレームワークである。FASC 第5号では財務諸表は財務報告に含まれるものとして位置付けているため, 本稿では, 財務報告の概念フレームワークを財務諸表の概念フレームワークとして捉え, IAS が示す財務諸表の概念フレームワークと対比させている。
- (38) 百合草裕康「経営におけるキャッシュ・フロー計算書制度化の影響」『企業会計』Vol.50/No.8, (1998.8), 57ページ。
- (39) 菊池誠一, 前掲書, 108-109, 113ページ。
- (40) 平井克彦・石津寿恵共著『損益計算と情報開示』白桃書房, 2000年, 267-268ページ。
- (41) 染谷恭次郎, 前掲書, 270ページ。
- (42) 西山茂『戦略的財務会計』2000年, ダイヤモンド社, 28ページ。
- (43) 菊池誠一, 前掲書, 147ページ。
- (44) ただし, フリー・キャッシュ・フローが多ければ多いほどよいという訳ではない。多すぎるのは効率的な資金運用がされていないということもできるし, 買収・乗取りの標的になりやすいというデメリットも生じる。
- (45) 菊池誠一, 前掲書, 147ページ。
- (46) 桜井久勝, 前掲稿, 59ページ。
- (47) 平井克彦・石津寿恵共著, 前掲書, 269ページ。
- (48) 桜井久勝, 前掲稿, 59ページ。
- (49) 大日向隆「利益概念と情報価値: 純利益と包括利益」日本会計研究学会特別委員会『会計基準の動向と基礎概念の研究(最終報告)』2001年, 171ページ。
- (50) 菊池誠一, 前掲書, 122-123ページ。
- (51) 百合草裕康, 前掲稿, 55-56ページ。Gopal V. Krishnan, James A. Largay, The predictive ability of direct method cash flow information, *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 27, Iss1/2, Jan.2000, pp.215-244.
- (52) 須田一幸「キャッシュ・フロー情報と利益情報の有用性(二・完)」『会計』第160巻第2号(2001年8月), 21-22ページ。
- (53) 久保幸年「連結財務諸表の取扱いと資金繰り情報の改善」『企業会計』Vol.39/No.1, (1987.1), 49-50ページ。
- (54) 山浦久司「ゴーイング・コンサーン監査」『JICPA ジャーナル』No.552,(2001.7), 4-5ページ。日本経済新聞(2001年6月17日)によれば企業会計審議会の監査基準見直し案の中でゴーイング・コンサーン監査が採り入れられている。
- (55) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, 2000.
- (56) 近年, 生命保険に関して利率の再計算が行われたことに表れているように, 確かに経営者のほうが情報利用者より多くの情報を持っているが, だからといってその情報を駆逐した意見の含まれている情報が的確とは言いきれない。また, 意見のみが開示されている状況では, 情報利用者はその意見が適切かどうかを検証することが不可能である。意見(利益)と事実(キャッシュ)の両方の情報が等しく重要であり, それらの情報を利用者の側が判断できる情報開示がより求められているといえるのではないかと。
- (57) 北村敬子, 今福愛志編著『財務報告のためのキャッシュフロー割引計算』中央経済社, 2000年, 169-175ページ。
- (58) 広瀬義州, 前掲書, 626ページ。
- (59) 大日向隆「利益概念と情報価値: 純利益と包括利益」日本会計研究学会特別委員会『会計基準の動向と基礎概念の研究(最終報告)』2001年,

171ページ。

- (60) 北村敬子, 今福愛志編著『財務報告のためのキャッシュフロー割引計算』中央経済社, 2000年, 8ページ。
- (61) 加藤厚「会計基準と基準設定主体の国際的調和化－IASBの対応について－」日本会計研究学会第60回大会レジュメ。なお, 今後IASBが設定・公表する国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards ; IFRS)がグローバルスタンダードに収斂することとなる。